

## 公益財団法人秦野市スポーツ協会表彰規程細則

### 1 功労者表彰

- (1) 永年とは、10年以上とする。
- (2) 功績とは、役員（会長、副会長、理事長、常任理事、理事、顧問、名誉会長等）又は指導者としての経験、若しくは推薦者が表彰にふさわしいと認めたものをいう。

### 2 優秀選手表彰

- (1) 権威ある大会とは以下の大会とする。

日本スポーツマスターズ大会、全国健康福祉祭（ねんりんピック）、東・西日本大会、7都道府県以上の代表が参加する大会、予選会を経ない国際的な大会及び全国大会
--

- (2) 中学生以下及び学校から派遣され、出場した大会は対象外とする。

### 附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。